

常陸大宮市選挙管理委員会訓令第 2 号

常陸大宮市の選挙における選挙運動等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 0 日

常陸大宮市選挙管理委員会

常陸大宮市の選挙における選挙運動等に関する規程の一部を改正する訓令

常陸大宮市の選挙における選挙運動等に関する規程（昭和 3 0 年大宮町選挙管理委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 日につき	1 0, 0 0 0 円
1 日につき	1 5, 0 0 0 円

」を

「

1 日につき	1 5, 0 0 0 円
1 日につき	2 0, 0 0 0 円

」に,

「

(ウ) 車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
(エ) 宿泊料（食事料 2 食分を含む。）	1 夜につき 1 2, 0 0 0 円
(オ) 弁当料	1 食につき 1, 0 0 0 円 1 日につき 3, 0 0 0 円
(カ) 茶菓料	1 日につき 5 0 0 円

」を

「

(ウ) 航空賃	航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
(エ) 車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
(オ) 宿泊料（食事料 2 食分を含む。）	1 夜につき 2 3, 0 0 0 円
(カ) 弁当料	1 食につき 1, 5 0 0 円 1 日につき 4, 5 0 0 円
(キ) 茶菓料	1 日につき 1, 0 0 0 円

」に,

「

鉄道賃，船賃及び車賃	(ア)，(イ) に掲げる額
宿泊料（食事料を除く。）	1 夜につき 1 0，0 0 0 円

」を

「

鉄道賃，船賃，航空賃 及び車賃	(ア) から (エ) までに掲げる額
宿泊料（食事料を除く。）	1 夜につき 2 0，0 0 0 円

」に改める。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。